

# 会報

2023年11月号

今回のテーマは「貯蓄から投資へ」です。

## 小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



### <提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。



2024年1月1日からNISAの制度は大きく変わります。一言でいうと、使い勝手がよくなるといえます。

NISAは投資によって得た利益に税金が課されないという制度です。現行のNISAでは、年間投資額が120万円までで非課税期間が5年の一般NISAか、年間投資額が40万円までで非課税期間が20年間のつみたてNISAのどちらかを選択しなければなりません。一般NISAでは600万円が上限になり、つみたてNISAでは800万円が上限になります。

新NISAでは、年間投資上限額が360万円となり、非課税保有限度額が1800万円までに拡がりました。その上、非課税保有期間も無期限となります。これは、政府の「貯蓄から投資へ」という政策の一環です。これに伴い、これまで投資に躊躇していた人たちが、投資を始めることが予想されます。

### <新NISA>

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠)(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等(注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(金融庁ホームページより)

一方、東京証券取引所(東証)は、今年3月、PBR1倍割れの上場企業に対して改善策を要請しました。PBRというのは、現在の株価が「1株当たりの純資産額の何倍か」という指標です。この数値が1倍未満であるということは、株価が企業の解散価値を下回っているということを意味します。

その影響でしょうか。最近、株式分割を行う企業が目立ってきているような気がします。大手ではデンソーや本田技研工業がこの9月に株式分割を実施しています。株式分割は、それまでの1株を例えば3株とか4株に分割するということです。これにより、株価は3分の1や4分の1になります。

株式投資は原則として100株単位でしか売買できません。もし1株が9,000円の株式だったとすると、投資には最低90万円が必要になります。それが1:3の株式分割がなされれば、1株3,000円となり、最低購入額は30万円にまで下がります。そうすると若い人や初心者でも買ってみようかということになり、投資のハードルが下がるわけです。企業にとっては、自社株への需要増が見込まれ、株高への誘因が期待できます。そうすると、先ほどのPBR1倍割れの克服に近づきます。

しかし、東証の改善策要請の真意は、日本の上場企業の価値を高める基盤を作ることです。それによって、世界の投資家にとっての日本の株式市場の魅力が高まるのがねらいです。企業に対しては、具体的には「成長投資」、「研究開発」、「人的資本への投資」などの改善策が期待されています。企業価値が向上すれば、その収益が投資家に分配され、それがまた再投資されるという好循環を生み出すこととなります。取りも直さず、政府の「貯蓄から投資へ」という政策に合致するわけです。

老後のための資産形成は、長期投資が要です。とすると、上で見てきたように株式投資の基本は、企業の安定性や成長率といったファンダメンタルズを重視すべきだと言えるのかもしれませんが。